【追加受付(吹田市内の事業者のみ対象)】

令和7 · 8 年度 吹田市物品等各種契約

入札参加資格認定申請書提出要領

受付期間(当日消印有効)	認定日	資格有効期間
令和7年4月 日 (火) ~令和7年4月 5日 (火)	令和7年6月1日(日)	令和7年6月 日 (日) ~令和9年3月3 日 (水)

令和7·8年度に吹田市が発注する物品等各種契約(建設工事及び設計監理・地質調査・ 測量等を除く契約)に係る入札等への参加を希望される方は、下記要領により必要書類を 提出してください。

記

I 対象事業者

吹田市との契約事務を行う本社若しくは本店又は支店等を吹田市内に有する事業者

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 免許・許可・登録等を要する業種にあっては、免許・許可・登録等を受けている者 であること。
- (3) 法人にあっては法人税及び消費税に、個人にあっては所得税及び消費税に未納がないこと。
- (4) 本市との契約事務を行う本社若しくは本店又は支店等を吹田市内に有する事業者 にあっては本市の市民税及び固定資産税に未納がないこと。
- (5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団 密接関係者でないこと(大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当 するものでないこと。)。

3 提出方法 申請書の提出方法は、郵送(一部電子送付も可)とします。

- (1) 郵送は、特定記録郵便等、記録が残る方法で送付してください。(簡易書留不可。)
- (2) 封筒の表に**「物品等各種入札参加資格申請書在中」**と朱書きしてください。
- (3) 書類はA4クリアーホルダー(無色透明なもの)に書類点検表(様式 I)の番号順に入れてください。
- (4) 必ず申請者名(会社名)を封筒に記載の上、郵送して下さい。
- (5) 事務処理の正確を期すため郵送用封筒には**申請書類 | 件のみ**封入してください。
- (6) 市が書類を受領したことを確認したい方は、ハガキ(宛名記入・切手貼付)を**最前** に同封してください。市で受付(受領)スタンプを押して返送します。
- (7) 様式 I 3の業者カード(兼入力伝票)については、電子申込システムでも送付ができます。申込手順は、別紙「業者カードの電子申込手順書」を参考にしてください。

※申請書の日付は必ず記入してください

4 提出部数

Ⅰ部 (水道部に別途提出する必要はありません。)

* 申請書類の記載内容について、吹田市から電話等で確認する場合がありますので、申請書類を郵送される前に必ず控えを取っておいてください。

5 提出先(郵送先)

〒564-8550 吹田市泉町 | 丁目3番40号 吹田市 総務部 契約検査室

6 申請書提出における注意事項

- (1) 書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に十分確認してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合は、資格を取り消すことがあります。
- (3) **書類の日付は、提出される日を必ず記入してください。** ※日付の記入がない場合は、吹田市が収受した日を提出日とみなします。
- (4) 申請後の希望種目の変更申請は、令和8年度の追加登録受付時(令和7年 II月ごろを予定)まで行うことができません。
- (5) 申請書類の内容は、原則として情報公開の対象となります。情報公開請求があった場合に連絡することがあります。
- (6) 事業譲渡、合併、会社分割等により、実質的に事業を承継した場合は、契約検査室 に届出が必要です。
- (7) 申請書提出後に申請事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。変更届に必要な書類については、吹田市ホームページ(トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 入札・契約関連様式・規定 > 入札参加資格申請事項変更届)からダウンロードするか、契約検査室に問い合せてください。変更届の様式に関しては、吹田市ホームページに掲載している本市指定様式を使用してください。ただし、本市指定様式以外であっても、本市指定様式が定めている記載項目が全て記載されていれば代用することを認めます。
- (8) 様式 | 3の業者カード (兼入力伝票) を電子送付される場合は、書類点検表 (様式 I) の業者カードの欄に記載のある「電子送付」を必ず〇で囲ってください。

7 市内事業者及び準市内事業者の認定について

市内事業者及び準市内事業者(以下「市内事業者等」という。)としての認定を受けるに当たっては、次の要件を満たしていることが必要となります。要件を満たしていない場合は、認定を受けることはできません。

(I) 市内事業者等の要件

市内事業者は、吹田市内に常設の本社又は本店(以下「本店等」という。)を有し、当該本店等において市との契約事務(市との契約に係る見積り、入札、契約締結、履行等の行為をいう。以下同じ。)について完結できなければなりません。

準市内事業者は、吹田市内に常設の支社、支店又は営業所(以下「支店等」という。) を有し、当該支店等において市との契約事務について完結できなければなりません。

(2) 本店等又は支店等の要件

市内事業者等として認定を受けるためには、市内に有する本店等又は支店等が、次に 掲げる要件を満たす事務所でなければなりません。

ア 当該事務所の形態が次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 事務所名が確認できる看板又は表札が表示され、外観上常時確認できること。
- (イ)事務等に必要な机、椅子等の備品及び電話、ファックス等の通信機器、複写機等の機器が常時備え付けられていること。
- イ 当該事務所に、営業活動を行い得る人的配置(当該事業者と直接的な雇用関係にある者の配置に限る。)がなされており、かつ、責任者が存在し常駐していること。
 - ※この場合において、配置人員が市外の本店等と兼務となっていること等により、不在の 状況が頻繁となる場合、又は常駐しているのが単なる連絡員である場合は、営業活動を 行い得る人的配置がなされているとは認められません。
- ウ 当該事務所において、市との契約事務が行うことができ、電話、郵便及びファック スにより、常に連絡ができること。
 - ※この場合において、吹田市入札参加有資格者名簿に当該事務所の固定電話又はファックスの番号として登録された番号が事務所内機器の番号でない場合、又は常時転送している場合は、当該事務所において市との契約事務が行われているとは認められません。

上記の要件を満たしていることを確認するため、「市内(準市内)事業者の認定に係る誓約書」(様式7)、「市内(準市内)事業者の認定に係る事務所等実態報告書」(様式8)及び所在地等調書(様式9~11)を提出してください。

8 吹田市暴力団の排除等に関する条例について

平成24年 | 2月 | 日に「吹田市暴力団の排除等に関する条例」が施行されました。本条例の規定に沿い、平成25年度の登録から、参加資格要件に(5)の「吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。(大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当するものでないこと。)」を加えています。この参加資格要件にかかる条例の内容は以下のとおりです。

吹田市暴力団の排除等に関する条例(抜粋)

(公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等に関する措置)

第8条 実施機関は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

— 略 —

2 実施機関は、前項各号(第3号及び第7号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めると きは、入札の参加者、契約相手方又は下請負人等に対し、これらの者が暴力団員及び暴力団密接関係者でな い旨の誓約書の提出又は必要な事項の報告等を求めることができる。

— 略 —

暴力団密接関係者の定義は、本要領のIOページに記載しています。

9 資格審査結果

資格審査結果については、通知しません。<u>入札参加有資格者名簿への登載をもって資格審査結果としますので、認定日以後に入札参加有資格者名簿の閲覧により確認してください。</u>申請内容と相違がある場合はお問い合せください。

入札参加有資格者名簿は吹田市役所行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページ (トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 入札参加資 格認定申請(業者登録) > 吹田市入札参加資格 有資格者名簿)において公表していま す。

※電話等による資格審査結果の問合せは御遠慮ください。

10 申請についての問合せ先

吹田市 総務部 契約検査室 直通(06)6384-1475 、(06)6384-1489 代表(06)6384-1231 内線 2172~2176

提出書類作成要領

用紙の規格は、A4判縦長を基準とします。

A4クリアーホルダー(無色透明のもの)に書類点検表(様式 I)の番号順にはさんで 提出(郵送)してください。

(注) 納税証明書など、官公署が発行する証明書類を申請するときには、申請者の本 人確認ができる証明書(運転免許証やパスポート、健康保険証等)や本人以外の 場合には委任状及び本人確認ができる証明書が必要になる場合があります。事前 に各官公署に確認の上、申請してください。

提出書類		作	成	要	領	
■	ア	受付番号				
入札参加資格認 定申請提出書類		記入しないでく	ださい。			
上 点検表	1	業者番号				
(様式)		記入しないでく	ださい。			
[本市指定様式]						
	ウ	商号又は名称				
			,		は名称を記入してくだ	-
		い。	(店寺に安仕り	る場合は、文	店等の名称も記入して	
	エ	連絡先				
			対容について	説明できる方の	の部署名、担当者氏名	`
		電話番号を記入し	ノてください。 -	(行政書士等の)方でも構いません。)	
	オ	実質的に事業を承	•—			.112
					等により、実質的に事態 これ = … ね (・) た)	
		で被承継会社の商			にチェック(√)を入 ∖してください。	۱۲۰.
	カ	確認欄				
		作成・郵送もれ チェック(√)を			こついて、必ず□の中(に

提出書類	作 成 要 領
2 物品等各種契約 入札参加資格認 定申請書 (様式2) [本市指定様式]	ア 日付欄は、提出される日を必ず記入してください。 申請者 本社(本店)の所在地、商号又は名称、代表者役職名・氏名を記入 し、実印(印鑑証明書の印)を押印してください。 ウ 参加希望種目 本要領の 4~ 7ページに記載している【資料】「入札参加種目等 一覧表」から4種目以内を希望順に、取扱品目コードは4項目以内を コード順に記入してください。
	エ 使用印鑑 (ア)使用印鑑とは、入札(見積り)・契約締結・請求等取引上使用する 印鑑のことをいいます。 (イ)代表者が実印を使用する場合はその実印を、実印以外の印鑑を使用 する場合はその印鑑を枠内に押印してください。必ず朱肉で押印して ください(スタンプ印は不可)。
	(ウ)使用印鑑は役職名又は氏名等が表示されたものに限ります(役職名 又は氏名等が合致しない印は不可)。例えば、支店等での登録の場合 は、支店長、営業部長等の印は可、支店、営業部等の印は不可です。 (エ)委任状(様式3)を提出される場合は、代表者から委任を受けた者 (受任者)の印鑑が使用印鑑となります。委任状の受任者の使用印と 一致させてください。 (オ)使用印鑑の欄には社印を押印しないようにしてください。
3 履歴(現在) 事項全部証明書(写 し可)	法人の場合には、履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明書)を 提出してください。 申請日前3か月以内に法務局で発行されたものに限ります。
4 印鑑証明書(写 し可)	申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。 ア 法人の場合・・・法務局で発行された代表者の「印鑑証明書」(写し可)を提出してください。 イ 個人の場合・・・市区町村で発行された代表者の「印鑑登録証明書」(写し可)を提出してください。 ※印影が明確に判読でき、かつ拡大・縮小コピーをしていないものに限ります。
5 委任状 (様式3) [本市指定様式]	ア 代表者以外の者(支店長・営業部長等)に入札・契約等の権限を委任する場合、必ず委任状を提出してください。 イ 申請者の欄には、実印(印鑑証明書の印)を押印してください。 ウ 受任者の使用印は、申請書(様式2)に押印する使用印鑑と一致させてください。 エ 日付欄は提出される日を必ず記入してください。
6 免許・許可・登 録等の証明書(写 し可)	免許・許可・登録等を必要とする商品及び業務の場合は、その免許・ 許可・登録等が確認できる証明書等を提出してください。 本要領の 8ページの「免許・許可・登録等の証明書の例」を参考に してください。

提出書類	作 成 要 領
7 財務諸表(写し 可)	申請日より前に確定した直近の 事業年度分を提出してください。(連結決算は不可)
1,	ア 法人の場合は「貸借対照表、損益計算書」を提出してください。
	イ 個人の場合は 「所得税の確定申告書 (令和 5 年分の控)」 と補助書類 「所 得税青色申告決算書」 の写しなどを提出してください。
8 障害者雇用状 況報告書(写し)	雇用する 常用労働者数が43.5人以上 の事業主の場合、「障害者の雇用
沈報古書(与し)	の促進等に関する法律」で公共職業安定所への報告が義務付けられている
	「障害者雇用状況報告書」(令和6年6月1日現在)の写しを提出してくだ
	さい。障害者雇用人数が0人の場合も、上記該当の場合は提出してくださ .、
9 ア I S O 登録	い。 ア ISO900シリーズについては、登録証及び登録証附属書(審査
証(写し) イ プライバシ	登録範囲がわかるもの)の写しを提出してください。 ISOI400Iシリーズについては、本社(本店)で契約事務を行
ーマーク登録証	う場合は本社(本店)が、支店等に委任する場合は当該支店等が取得し
(写し) ウ エコアクシ	ている場合のみ業者カード(様式 3)の取得状況を「有」とし、登録 証の写しを提出してください。その他の I S O についても、登録証及び
ョン2Ⅰ認証・登	登録証附属書(審査登録範囲がわかるもの)の写しを提出してください。
録証(写し)	イ プライバシーマークについては、登録証の写しを提出してください。 ウ エコアクション2lについては、認証・登録証の写しを提出してくだ
	さい。
10 納税証明書	申請日前3か月以内に発行された未納税額のない証明書
(写し可)	アニ法人の場合
	所轄の税務署で発行された 「法人税・消費税 (法人) の納税証明書 (そ
	の3の3)」 (写し可)を提出してください。 イ 個人の場合
	所轄の税務署で発行された「 所得税・消費税(個人)の納税証明書(その3の2)」 (写し可)を提出してください。
	いろの2 /3 (字 0 引 / と)定面 0 で (//こと v 。
Ⅱ 市税の納税状	市内事業者及び準市内事業者の場合は提出が必要です。
況調査に関する同	
意書(市内事業者 及び準市内事業者	ア <mark>日付欄は、提出される日を必ず記入してください。</mark> イ 本社(本店)の所在地、商号又は名称、代表者役職名・氏名を記入し、
のみ) (様式4)	実印(印鑑証明書の印)を押印してください。 ウ 提出いただいた同意書に基づき調査を行い、本市の市民税及び固定資
[本市指定様式]	産税に未納がないことを確認します。 未納がある場合は、入札参加資格
	の認定を受けることはできませんので、注意してください。
12 営業の沿革 (様式5)	創業年月日は必ず記入 してください。 組織の変更、合併、分割、事業(営業)の休止、事業(営業)の再開、
[本市指定様式] (代用可)	組織の変更、合併、分割、事業(営業)の休止、事業(営業)の再開、 商号又は名称の変更、資本金の額の変更等を記入してください。
	※本市指定様式以外であっても、本市指定様式が定めている記載項目が全て記載されていれば代用することを認めます。

	T
提出書類	作 成 要 領
13 実績調書	ア 直前 年間の主な 納品済み物品(完了業務) について、参加希望種目
(様式6) [本市指定様式]	に関するものを重点的に官公庁、民間の順に記入してください。 イ 仕入先がない場合は、主要仕入先の欄に「なし」と記入してください
(代用可)	1 「江八九かない場合は、王安江八九の欄に なり」と記入してください
(→19ページ【記入	※本市指定様式以外であっても、本市指定様式が定めている記載項目が
例】参照)	全て記載されていれば代用することを認めます。
※2部提出 14 市内(準市内)	市内事業者及び準市内事業者の場合は提出が必要です。
事業者の認定に係	1177年末有及び午中的事業有の場合は促出が必要しす。
る誓約書(市内事	ア 市内(準市内)事業者としての認定を受けるために必要な誓約書です
業者及び準市内事	
業者のみ) (様式7)	イ 日付欄は、提出される日を必ず記入してください。
[本市指定様式]	 ウ 本店等の欄には、 実印(印鑑証明書の印) を押印してください。
	エ 支店等の欄は、準市内事業者として認定申請する事業者のみ記入し、
	使用印を押印してください。
	※この誓約書に基づき、事務所等の実態調査を実施することがあります
15 市内(準市内)	市内事業者及び準市内事業者の場合は提出が必要です。
事業者の認定に係	[17]李宋石次0 千中[1]李宋石07%[16][EU 0 2 C 7 6
る事務所等実態報	ア 市内(準市内)事業者としての認定に係る本店等又は支店等の事務所
告書(市内事業者	等の実態についての報告書です。正確に記入してください。
及び準市内事業者のみ)	│ │イ 「支店等の名称」の欄は、準市内事業者として認定申請する事業者の
(様式8)	- スピー・スピー・スピー・スピー・スピー・スピー・スピー・スピー・スピー・スピー・
[本市指定様式]	
	ウ 事務所等の実態調査について
※2部提出	市内(準市内)事業者の認定要件を確認するため、当該事務所等の実
M = H 3/CI	態調査を実施することがあります。実態調査は 事前に予告せず に訪問し
	現地確認、必要な説明、資料等の提示を求めます。
	 本提出要領の「7 市内事業者及び準市内事業者の認定について」に
	記載の要件を満たしていることを確認したうえで報告書を提出してくた
	さい。

提出書類	作成要領
16 所在地等調書 (市内事業者及び 準市内事業者の み) (様式9~11) [本市指定様式]	市内事業者及び準市内事業者の場合は提出が必要です。 「支店等の名称」の欄は、準市内事業者として認定申請する事業者の み記入してください。 ア 所在地等調書 (所在地の略図) (様式9) 市内(準市内)事業者としての認定に係る本店等又は支店等から交通 機関の最寄り駅又はバス停までの略図を記入してください。 ※必要に応じて現地調査を実施することがありますので、目印等をわか りやすく記入してください。 イ 所在地等調書 (事務所の形態1) (様式10)
	市内(準市内)事業者としての認定に係る本店等又は支店等の外観写真(建物全体の外観と商号又は名称の看板等が確認できるもの)を貼付してください。申請日前3か月以内に撮影したカラー写真に限ります。
	ウ 所在地等調書(事務所の形態2)(様式 II) 市内(準市内)事業者としての認定に係る本店等又は支店等の事務所 の内部写真(事務所内全体と電話、机等の備品が確認できるもの)を貼 付してください。申請日前3か月以内に撮影したカラー写真に限ります。
17 事業協同組合 等の申請者のみの 提出書類 (写し)	事業協同組合等の申請者は、上記のほかに定款、役員名簿、組合員全員の名簿、官公需適格組合証明書(中小企業庁の官公需適格組合のみ)の写しを提出してください。 組合員に追加・変更があった場合は、組合員全員の名簿を新たに提出してください。

提出書類	作 成 要 領
18 誓約書	暴力団員、暴力団密接関係者に該当しない旨の誓約書です。
(様式 I2) [本市指定様式]	日付欄は、提出される日を必ず記入してください。
【本巾相及冰式】	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
	暴力団密接関係者の定義は次のとおりです。
	大阪府暴力団排除条例施行規則(抜粋)
	(暴力団密接関係者)
	第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれか
	に該当する者とする。
	(I) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、
	暴力団又は暴力団員を利用した者
	(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに
	関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務
	の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
	(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動
	を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益
	の供与をした者
	(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
	(5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法
	人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第 号から前号までのいず
	れかに該当する者のあるもの
	ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準
	ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか
	を問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又
	はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
	を含む。)
	イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称
	を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営
	業所等」という。)の業務を統括する者
	ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その
	他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職
	にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、
	一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統
	括する者の権限を代行し得る地位にある者
	エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
	(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手
	方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資
	材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

提出書類	作	成	要	領
19 各種契約業者カード (兼入力伝票) (様式 13) [本市指定様式] (→20 ページ【記入 例】参照)	入力伝票を兼ねていてください。 ア 受付番号 記入しないでく		、例を参考に、	忰内にはっきり記入し
(※電子送付の方は 別紙「業者カードの 電子申込手順書」参 照)	イ 業者番号 記入しないでく	ください。		
/////	入してください。 なお、財団法/ てください。 (例) 公益財団 一般社団 ひらがな、カク	人、社団法人に ⁻ 団法人 → 公益 団法人 → 一般 タカナ及びアルフ (ださい。((株)、	ついては略さず(を財団法人と記 <i>)</i> な社団法人と記 <i>)</i> ファベットの商	
	エ 代表者役職名 個人の場合は、	「代表者」と記ん	入してください	0
		まで省略せずに記 目3番40号)	己入してください	` °
				を記入してください。 の名称の欄は記入しな
				に、準市内事業者とし 合は「3」に○印を付

ク 官公需区分 「O. 中小企業」、「I. 大企業」、 数字に○印を付けてください。 中小企業、大企業の別は下記の意業員数の両方若しくはいずれかの意業となり、(A)(B)の両方を上回財団法人、社団法人、NPO法人を 業 種 町売業 サービス業 小売業	表により(A) 要件を満たして 回る場合は大企	資本金又は(B) こいる場合は、中小 業となります。ま 象外となります。
数字に○印を付けてください。 中小企業、大企業の別は下記の意業員数の両方若しくはいずれかの意業となり、(A)(B)の両方を上回財団法人、社団法人、NPO法人な 業 種 卸売業 サービス業 小売業	表により(A) 要件を満たして 回る場合は大企 などの場合は対 (A)資本金	資本金又は(B) こいる場合は、中小 業となります。ま 象外となります。
中小企業、大企業の別は下記の意業員数の両方若しくはいずれかの事業となり、(A)(B)の両方を上回財団法人、NPO法人な業種 卸売業 サービス業 小売業	要件を満たして 回る場合は大企 などの場合は対 (A)資本金	ている場合は、中小 業となります。ま 象外となります。
業員数の両方若しくはいずれかの要業となり、(A)(B)の両方を上回財団法人、社団法人、NPO法人な業種助売業サービス業小売業	要件を満たして 回る場合は大企 などの場合は対 (A)資本金	ている場合は、中小 業となります。ま 象外となります。
業となり、(A)(B)の両方を上回 財団法人、社団法人、NPO法人な 業 種 卸売業 サービス業 小売業	回る場合は大企などの場合は対 (A)資本金	業となります。ま 象外となります。
財団法人、社団法人、NPO法人な 業 種 卸売業 サービス業 小売業	などの場合は対 (A)資本金	象外となります。
卸売業 サービス業 小売業		(口) 公共日本
サービス業 小売業	億円以下	(B)従業員数
小売業		` ′
	5千万円以下	100人以下
	5千万円以下	50人以下
その他(上記以外) ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
コム表の表現来 製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	•
ソフトウェア業又は情報処理サービ、ス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5 千万円以下	200人以下
個人の場合は、記入する必要は都	, ,	
コー総職員数		
令和6年6月 日現在の総職員	数を記入してく	゙ ださい。
本社(本店)・支店を含めた総職員	数を記入して、	ください。
サ うち障がい者雇用人数		
令和6年6月 日現在において、		
い者、知的障がい者、精神障がいき 障がい者を雇用している場合は、		
「	一人にフェング	(採弁) と記入して
障害者雇用状況報告書の写しを打	提出されている	場合は、報告書か
転記してください。		
シ 営業年数 日年未満は切り捨てにしてくださ		

Ⅰ~4のうちの該当するいずれかⅠつの数字に〇印を付けてください。

セ ISO等の取得状況

取得状況について、該当する数字に〇印を付けてください。「1. 有」 に〇印を付けた場合には、ISO登録証等(写し)を必ず提出してく ださい。

ソ 参加希望種目 参加希望種目は入札参加資格認定申請書(様式2)に記入された参加希望種目(コード)、取扱品目コードを転記してください。 売上高は、それに対応する金額を記入してください。また、参加希望種目以外は、その他の欄に一括にまとめて、その合計の金額を記入してください。合計の金額は、損益計算書(直近の I 事業年度分)の売上高(千円未満については切り捨て)と一致させてください。 9 取扱商品(業務) 吹田市と取引を希望する商品及び業務を具体的に、I 0 0 文字以内で、枠内に記入してください。 指名競争入札等における入札参加者選定等の参考といたしますので、必ず記入してください。	提出書類	<u> </u>	作	成	要	領	
吹田市と取引を希望する商品及び業務を具体的に、 I O O 文字以内で、枠内に記入してください。 指名競争入札等における入札参加者選定等の参考といたしますの			参加希望種目は 加希望種目(コー 売上高は、それ 望種目以外は、そ してください。合	ド)、取扱品目 に対応する金額 の他の欄に一打 計の金額は、打	コードを転記し 額を記入してく 活にまとめて、 損益計算書(直	してください。 ださい。また、参 その合計の金額を [近の 事業年度分	加希 記入
			吹田市と取引を で、枠内に記入し 指名競争入札等	てください。 における入札			

入札参加種目等一覧表

	1		八个山参刀山
コード	参加希望種目	コード	
		01	文房具・事務用品
		02	紙・用紙・ダンボール
	→ ===	03	OAサプライ(ソフトウエア含む)
001	文房具・	04	トナー・インクカートリッジ
	事務用品	05	印章・ゴム印
		06	図書館用品
		99	その他の文房具・事務用品
		1	事務機器
		01	
		02	コンピュータ機器
002	事務機器・	03	印刷機器・複写機
	OA機器	04	測量•製図機械器具
		05	マイクロリーダー
		99	その他の事務機器・OA機器
		01	スチール家具
		02	木製家具
000	会日	03	移動棚
003	家具	04	図書館用家具
		05	実験・実習用家具
		99	その他の家具
		01	教材
		02	視聴覚教育機器
004	学校教材		実習用機器
		03	
		99	その他の学校教材
		01	保育用品
	(保育・ 運動用品	02	運動用品
005 1		03	武道具
		04	玩具・遊具
		99	その他の保育・運動用品
		01	書籍・雑誌
		02	教科書
006	図書	03	地図
000		04	ビデオ・DVD
		99	その他の図書
		01	音楽メディア(CD・レコード等)
	音楽メディア・	02	楽譜
007	楽譜・		
007	楽器	03	楽器 2011年2月
	/C111	04 99	楽器調律
			その他の音楽メディア・楽譜・楽器
		01	はきもの
008	はきもの・	02	カバン
500	皮革製品	03	皮革製品
		99	その他のはきもの・皮革製品
		01	被服
		02	雨衣
		03	白衣
009	繊維製品	04	防寒衣
- 30	100011 PART HA	05	寝 具
		06	テント・シート・帆布
		99	
			その他の繊維製品
		01	建具・畳
		02	ガラス
	宝内	03	カーテン・ブラインド・暗幕
		~~~~~~~	
010	室内装飾品	04	じゅうたん・カーペット
010	室内装飾品	04 05	じゅうたん・カーペット 殺帳
010	室内装飾品		

コード	参加希望種目	コード	取扱品目
	> > + + + + + + + + + + + + + + + + + +	01	カメラ
	写真•	02	撮影機・映写機
011		03	光学機械器具
	光学機器	04	写真材料·DPE
		99	その他の写真・光学機器
		01	家庭用電気機器
		02	照明器具
012	電機製品	03	音響•視聴覚機械器具
		04	蓄電池
		99	その他の電機製品
		01	ガス器具
		02	給湯機器
	ガス器具・	03	厨房機械器具(業務用含む)
013	厨房機器	04	流し台・調理台
	124/54 154 HB	05	浴槽関係機械器具
		99	その他のガス器具・厨房機器
		01	通信用機械器具
		02	放送装置
014	通信用	03	移動局通信装置
011	機械器具	04	固定局通信装置
		99	その他の通信用機械器具
		01	産業用機械器具
		02	ボイラー・原動機
		03	ポンプ
015	産業用	04	ミシン・編機
010	機械器具	05	生ゴミ処理装置
		06	<u> </u>
		99	その他の産業用機械器具
		01	建設用機械器具
016	農業·建設用	02	農業用機械器具
010	機械器具	99	その他の農業・建設用機械器具
		01	理化学機械器具
		02	環境測定機器
017	理化学	03	測量機器
017	機械器具	04	分析機器
		99	その他の理化学機械器具
		01	工業薬品
		02	防疫剤(殺虫剤、農薬、除草剤)
	工業薬品・	03	活性炭
018	防疫剤	03	高分子凝集剤
	PJ/X/HJ	05	消臭剤
		99	その他の工業薬品・防疫剤
		01	医療機器・器具
		02	歯科用機器
	医安田	03	手術関係機器
019	医療用 機械器具	03	
	1双似的六	04	調剤器具 放射線関連機器
		99	放射線関連機器 その他の医療用機械器具
		01	医薬品
			***************************************
		02	ワクチン・血清 ☆本計事
000	医薬品•	03	検査試薬
020	衛生材料	04	歯科材料
		05	レントゲンフィルム
		06	衛生材料 2.0.14.0.5.英月. 第4.22以
		99	その他の医薬品・衛生材料

コード	参加希望種目	コード	取扱品目
	多为时间主催日	01	介護用品
021	介護用品•	02	<u>介護機器</u>
	機器	03	車いす
	.,	99	その他の介護用品・機器
		01	工具
		02	工作用機器
	工具・	03	ゴム・ビニールシート
022	工作材料	04	接着剤・塗料
		05	建築金物
		99	その他の工具・工作材料
		01	木材
		02	セメント・生コン
		03	石材・タイル
		04	内・外装・骨材
0.00	1.44 V#>444	05	舗装材
023	木材・資材	06	砂利•砂•砕石
		07	土地改良材
		08	屋根材•外構材
		09	仮設資材
		99	その他の木材・資材
		01	鉄鋼
		02	非鉄金属
024	鉄鋼•非鉄	03	ワイヤーロープ・金網
		04	がいし
		99	その他の鉄鋼・非鉄
	電線・ 絶縁材料	01	架線材料
025		02	絶縁材料
		03	電磁流量計•超音波流量計
		99	その他の電線・絶縁材料
		01	管類
026	上下水道資材	02	蓋類
		99	その他の上・下水道資材
	動物•飼料	01	動物
027		02	飼料
021		03	飼育用品
		99	その他の動物・飼料
		01	用土・肥料
	肥料·種苗	02	種苗
028		03	樹木・草花・芝
		04	園芸用品
		99	その他の肥料・種苗
		01	台所用品(食器含む)
	日用雑貨	02	紙•繊維製雑貨類
029		03	清掃用具•用品
		04	石鹸・洗剤
		99	その他の日用雑貨
030		01	標識
		02	看板•掲示板
	標識•看板	03	旗・のぼり・懸垂膜
		04	銘板
		05	腕章
		99	その他の標識・看板
		01	食料品
		02	給食材料
031	食料品	03	牛乳
		04	お茶・コーヒー
		05	災害用備蓄食料
		99	その他の食料品

コード	参加希望種目	コード	取扱品目
		01	消火器
		02	消防用品
032	消防用品	03	救助器具
		04	消防ポンプ・ホース
		99	その他の消防用品
		01	防災用品
033		02	保護具(各種ヘルメット含む)
	防災用品	03	安全衛生保安用品
		04	交通安全用品
		99	その他の防災用品
		01	普通自動車
		02	軽自動車
		03	大型バス・トラック
		04	特殊用途自動車
034	車両	05	高規格救急自動車
		06	原付自転車・二輪車
		07	自転車・雑車
		08	船舶
		99	その他の車両
035		01	車両用品·部品
	車両用品・ 修理	02	車両修理
		03	車検整備・分解整備
		04	自動車艤装
		99	その他の車両用品・修理
		01	ガソリン類
		02	ガス・LPG
036	燃料•	03	高圧ガス
	ガス•	04	潤滑油
	油脂	05	石炭・薪・炭
		06	電気
		99	その他の燃料・ガス・油脂
		01	時計
	時計• 貴金属• 記念品	02	貴金属
037		03	記念品•贈答品
001		04	美術•工芸品
		05	額縁•画材
		99	その他の時計・貴金属・記念品
		01	百貨店(全品目)
038	百貨店•	02	総合商社(全品目)
	総合商社	03	スーパー
	까다 다 [FI] IT	04	選挙用品
		99	その他の百貨店・総合商社
		01	古紙・古布・毛布
		02	鉄屑・非鉄金属・機械屑
	不用品	03	ビン・カレット類
039	个用品 買受	04	機械
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	05	自転車及び自動車
		06	廃油
		99	その他の不用品買受
099	その他の物品	99	その他の物品

コード	参加希望種目	コード	取扱品目
		01	一般印刷
		02	新聞・タブロイド
101		03	シール・ラベル
		04	フォーム印刷
	印刷·製本		
		05	特殊印刷
		06	製本
		07	封入封緘業務
		99	その他の印刷・製本
		01	図面作製
		02	地図作製
102	図面作製・	03	航空写真
102	マイクロ撮影	04	マイクロ写真撮影
		05	写図
		99	その他の図面作製・マイクロ撮影
		01	コピー
103	複写業務	02	図面複写
100		99	その他の複写業務
		01	映画
			ビデオ
	n t	02	
	映画・	03	スライド
104	ビデオ・スライド製作	04	テレビ番組
		05	写真撮影
		06	画像処理
		99	その他の映画・ビデオ・スライド製作
	催事	01	展示
		02	音響•照明
105		03	会場設営
		04	展示品
		05	舞台操作
		99	その他の催事
		01	建物
		02	病院
		03	道路
		04	公園
106	清掃	05	ボイラー
	施設管理	06	汚水桝
		07	浄化槽
		08	貯水槽
		99	その他の清掃
		01	上水道施設
		02	下水道施設
		03	道路
107		03	道路排水施設
107		05	運動場・公園
			樹木•除草
		06	
		99	その他の施設管理
	,,	01	空調設備
108	施設設備管理	02	電気設備
		99	その他の施設設備管理
		01	空調設備
		02	電気設備
		03	エレベーター・エスカレーター設備
		04	汚水処理施設
109	施設保守点検整備	05	浄化槽
		06	貯水槽
		07	屋外照明灯設備
		99	その他の施設保守点検整備

110   機械設備等 (保守点検	产点検
110 機械設備等	了点検
110 機械設備等	子点検
110   保守点検   04   無線設備(機)   05   医療・試験検査機器   99   その他の機械設備等保守   01   警備   02   機械警備   99   その他の警備   01   受付・案内   02   電話交換   99   その他の受付・案内   01   白蟻   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物   04   特別管理産業廃棄物収集・	了点検
111   警備   99   その他の機械設備等保守   111   警備   99   その他の機械設備等保守   112   受付・案内   01   受付・案内   01   受付・案内   01   巨蟻   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集   04   特別管理産業廃棄物収集   05   特別管理産業廃棄物収集   05   特別管理産業廃棄物収集   05   日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	子点検
111   警備   99   その他の機械設備等保守   111   警備   99   その他の警備   99   その他の警備   99   その他の警備   99   その他の警付・案内   01   受付・案内   白蟻   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集・	F.点検
111   警備   02   機械警備   99   その他の警備   01   受付・案内   02   電話交換   99   その他の受付・案内   01   白蟻   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集   04   特別管理産業廃棄物収集   05     16   16   16   16   16   16   16	
112   受付・案内   01   受付・案内   01   受付・案内   02   電話交換   99   その他の受付・案内   01   白蟻   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集   04   特別管理産業廃棄物収集   05   特別管理産業廃棄物収集   05     10   10   10   10   10   10	
112 受付・案内   01 受付・案内   02 電話交換   99 その他の受付・案内   01 白蟻   02 ねずみ   03 鳥類   04 蜂   05 衛生害虫   06 樹木害虫   99 その他の害虫駆除   01 被服   02 白衣・手術衣   03 寝具   04 おむつ   05 防炎加工   99 その他のクリーニング   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   99 その他の一般廃棄物   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   99 その他の一般廃棄物   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   04 特別管理産業廃棄物収集   04 特別管理産業廃棄物収集   05 に対しては、	
112     受付・案内     02     電話交換       99     その他の受付・案内       01     白蟻       02     ねずみ       03     鳥類       04     蜂       05     衛生害虫       06     樹木害虫       99     その他の害虫駆除       01     被服       02     白衣・手術衣       03     寝具       04     おむつ       05     防炎加工       99     その他のクリーニング       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       99     その他の一般廃棄物が       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       04     特別管理産業廃棄物収集	
99   その他の受付・案内   01   白蟻   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集   04   特別管理産業廃棄物収集   05   10   10   10   10   10   10   10	
113   害虫駆除	
113   害虫駆除   02   ねずみ   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集・	
113   害虫駆除   03   鳥類   04   蜂   05   衛生害虫   06   樹木害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集   04   特別管理産業廃棄物収集   05     04   特別管理産業廃棄物収集   05     04     特別管理産業廃棄物収集   05	
113     害虫駆除     04     蜂       05     衛生害虫     06     樹木害虫       99     その他の害虫駆除       01     被服       02     白衣・手術衣       03     寝具       04     おむつ       05     防炎加工       99     その他のクリーニング       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       99     その他の一般廃棄物別       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       04     特別管理産業廃棄物収集・	
114   クリーニング   05   衛生害虫   99   その他の害虫駆除   01   被服   02   白衣・手術衣   03   寝具   04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   収集・運搬   02   中間処理   03   収集・運搬   04   中間処理   03   収集・運搬   04   中間処理   05   収集・運搬   06   中間処理   07   収集・運搬   07   収集・運搬   08   09   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集・	
06 樹木害虫   99 その他の害虫駆除   01 被服   02 白衣・手術衣   03 寝具   04 おむつ   05 防炎加工   99 その他のクリーニング   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   99 その他の一般廃棄物が   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   99 その他の一般廃棄物が   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   04 特別管理産業廃棄物収集・	
99 その他の害虫駆除 01 被服 02 白衣・手術衣 03 寝具 04 おむつ 05 防炎加工 99 その他のクリーニング 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物が 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物が 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物が 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	
114 クリーニング 01 被服 02 白衣・手術衣 03 寝具 04 おむつ 05 防炎加工 99 その他のクリーニング 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物 02 中間処理 03 処分 116 産業廃棄物処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	
114 クリーニング 02 白衣・手術衣 03 寝具 04 おむつ 05 防炎加工 99 その他のクリーニング 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物の 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物の 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	
114     クリーニング     03     寝具       04     おむつ       05     防炎加工       99     その他のクリーニング       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       99     その他の一般廃棄物別       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       04     特別管理産業廃棄物収集・	
114     クリーニング       04     おむつ       05     防炎加工       99     その他のクリーニング       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       99     その他の一般廃棄物が       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       04     特別管理産業廃棄物収集・	
04   おむつ   05   防炎加工   99   その他のクリーニング   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   収集・運搬   02   中間処理   03   収分   04   特別管理産業廃棄物収集・	
99 その他のクリーニング 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物が 99 その他の一般廃棄物が 01 収集・運搬 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	
115 一般廃棄物処理 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 99 その他の一般廃棄物処 01 収集・運搬 01 収集・運搬 01 収集・運搬 02 中間処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	
115     一般廃棄物処理     02     中間処理       03     処分       99     その他の一般廃棄物別       01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       04     特別管理産業廃棄物収集・	
115   一般廃棄物処理   03   処分   99   その他の一般廃棄物が   01   収集・運搬   02   中間処理   03   処分   04   特別管理産業廃棄物収集・	
03 処分   99 その他の一般廃棄物別   01 収集・運搬   02 中間処理   03 処分   04 特別管理産業廃棄物収集・	
01     収集・運搬       02     中間処理       03     処分       04     特別管理産業廃棄物収集・	
116 産業廃棄物処理 02 中間処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	処理
116 産業廃棄物処理 03 処分 04 特別管理産業廃棄物収集・	
116 産業廃棄物処理 04 特別管理産業廃棄物収集・	
04 特別管理産業廃棄物収集・	
05 特別管理産業廃棄物	
99 その他の産業廃棄物が	<u> </u>
01 一般運送	
02 楽器運搬	
117 運搬請負·保管 03 美術品運搬	
04   事務所移転	
05 保管	1 <i>F</i> /F
99 その他の運搬請負・保	官
01 配達業務	
02 梱包作業	***************************************
118   梱包·発送   03   真空包装   04	
04 発送代行	
99 その他の梱包・発送	
01 システム開発・運用	
02     データ入力       119     情報処理       03     システム監査	
119   情報処理   03   システム監査   04   ホームページ	
04   ホームパーシ   99   その他の情報処理	
99 ての他の情報処理 01 労働者派遣	
120   人材派遣   120   大側名派遣   99   その他の人材派遣	
99  でり他り人材が追	

コード	参加希望種目	コード	取扱品目
7	<b>参加和主催日</b>	01	医療事務
		02	検診業務
		03	予防接種業務
		04	病院事務
121	医事業務	05	放射能測定
121	区争未切	06	滅菌
		07	理化学検査
		08	臨床検査
		99	その他の医事業務
		01	給食
		02	病院給食
122	給食	03	食器洗浄
		99	その他の給食
		01	翻訳•通訳
		02	速記
123	翻訳•通訳	03	声·点字版作成
120	mul mul	04	<u>筆</u> 耕
		99	その他の翻訳・通訳
		01	旅行社
		02	貸切バス・タクシー
		03	自動車運転
124	代行	04	広告
		05	デザイン
		99	その他の代行
	賃貸	01	事務機器
		02	OA機器
		03	複写機
		04	被服・寝具・おむつ
		05	医療機械
125		06	自動車
		07	植木
		08	仮設ハウス・トイレ
		09	建物
		99	その他の賃貸
100	V 24 10 bV	01	金融業
126	金融•保険	02	保険業
		01	託児業務
		02	介護サービス業務
	その他の業務委託等	03	動植物飼育
199		04	図書館整理
		05	アンケート調査・集計
		06	簡易な修繕
		99	その他の業務委託

### 【参考】免許・許可・登録等の証明書の例

下表に示す証明書はあくまで一例ですので、それ以外のものでも、免許・許可・登録等を受けている場合は、その証明書を提出してください。 提出された証明書は、指名競争入札における入札参加者選定等の参考とさせていただきます。 提出がない場合は、それらの免許・許可・登録等を受けていないものとみなして入札参加者 選定等を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### (例示)

コード	参加希望種目	免許・許可・登録等の証明書の例	
	工業薬品・防疫剤		
018	工 未 采 中 ・ 的 没 削	毒物劇物販売業登録票 高度管理医療機器等販売業許可証	
019	医療用機械器具	医療機器製造販売業許可証	
020	医薬品・衛生材料	医薬品販売業許可証 薬局開設許可証	
028	肥料・種苗	肥料販売業務開始届出書	
031	食料品	食品衛生法に基づく営業許可証	
035	車両用品・修理	自動車分解整備事業認証書 指定自動車整備事業指定書	
036	燃料・ ガス・油脂	揮発油販売業登録通知書 石油販売業開始届出書 液化石油ガス販売事業許可証 危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可証 高圧ガス販売事業届 特定規模電気事業開始届出書	
039	不用品買受	古物商許可証 金属くず業許可証 廃棄物再生事業者登録証明書	
106	清掃	建築物環境衛生総合管理業登録証明書 建築物清掃業登録証明書 浄化槽清掃業許可証 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	
109	施設保守点検整備	净化槽保守点検業登録証	
110	機械設備等保守点検	消防設備業・消防設備点検業届出書	
111	警備	警備業の認定証 機械警備業務開始届出書	
113	害虫駆除	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	
114	クリーニング	クリーニング所確認済みの証	
115	一般廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬業許可証 一般廃棄物処分業許可証	
116	産業廃棄物処理	產業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証	
117	運搬請負・保管	貨物自動車運送事業許可書 倉庫業登録通知書	
120	人材派遣	労働者派遣事業許可証	
121	医事業務	衛生検査所登録証明書	
124	代行	旅行業登録票 旅行業者代理業登録票 旅客自動車運送事業許可書 屋外広告業登録通知書	
125	賃貸	高度管理医療機器等賃貸業許可証	
126	金融・保険	金融商品取引業の登録通知書 保険業の免許書 保険仲立人の登録済通知書	

[※]証明書の名称は、必ずしも正式な名称ではありません。また、取得した時期や場所によって 名称が異なる場合があります。

様式6(各種)								
		商号又は	は名称		001	事	(株)	
	実	績	調	書				
営業実績書		直前1年間の に、官公庁実約	実績を、参え 遺から順に	加希望種目記入してく	目を重点的 ださい。	5		
注 文 者	件名(品名)	<u> </u>		(千円)	79.		間	j
$\triangle \triangle$ *	ポストコーン	纳入	1,0	000	<b>2</b> 年	2月~	年	月
OO条	○○県○○館○	○業務	9	00	31年	4月~	え年	9月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月
					年	月~	年	月

#### 〈記入要領〉

- 1 実績は参加希望種目を重点的に官公庁・民間の順にまとめて記入してください。
- 2 この表は、直前1年間の主な納品済み物品(完了業務)について記入してください。
- 3 「契約額」は、消費税込みの金額を千円単位(千円未満については切り捨て)で記入してください。

主要仕入先 区分の記入について・・・仕入先がメーカーの場合は◎、代理店の場合は○を記入してください。

品 名	仕 入 先	区分	所 在 地
ポストコーン	□□ (株)	0	東京都千代田廷大手町1丁目1番××号
	自社がメーカー等の場等で仕入先がない場合	合や業	務委託を行っている場合 「なし」と記入してください

